　附　則

　１　平成25年度における前金払については、第40条第１項の規定にかかわらず、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「平成25年度末」と、「請負代金額の」とあるのは「平成25年度の出来高予定額（当該出来高予定額に108分の３を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額が」とあるのは「平成25年度の出来高予定額が」と、第35条中「請負代金額」とあるのは「平成25年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

　２　前項の場合において、平成25年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第40条第２項中「前項」及び「同項」とあるのは「附則第１項」として同項を適用する。

　３　第１項の場合において、平成25年度に平成26年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第40条第３項中「第１項」及び「同項」とあるのは「附則第１項」と、「前払金相当分」とあるのは「前払金相当分（当該前払金相当分に108分の３を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。

　４　平成25年度における部分払金の額の算定については、第41条第2項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成25年度における請負代金相当額（平成25年度の出来高超過額を含む。ただし、当該出来高超過額について第41条第1項の規定による部分払の請求がないときは、当該出来高超過額を除く。）に108分の３を乗じて得た額を除く。）」と、「前会計年度までの出来高予定額」とあるのは「前会計年度までの出来高予定額（平成25年度の出来高予定額に108分の３を乗じて得た額を除く。）」と、「出来高超過額」とあるのは「出来高超過額（平成25年度の出来高超過額にあっては、出来高超過額（当該出来高超過額に108分の３を乗じて得た額を除く。））」と、「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（平成25年度の出来高予定額にあっては、当該会計年度の出来高予定額（当該出来高予定額に108分の３を乗じて得た額を除く。））」として同項を適用する。

　５　第25条第１項の規定による請求があった場合においては、同条第２項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)による改正後の消費税法(昭和63年法律第108号)の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。